

対談 「相続とそのトラブルを考える」-その1-

税理士
岩永 愛

株式会社UBF 代表 CFP
東 潤一

1. プロローグ

相続トラブル増加中

遺産分割など相続に関するトラブルで、親族間などで解決できず、家庭裁判所に相談及び調停を申し立てるケースが増加しています。みなさんのお宅では大丈夫ですよ。

ただ、念のためにどのようなトラブルが起こっておるのか、事例を知っておきたいと思われたなら、お読み頂ければと思います。

このレポートは、ファイナンシャルプランナー（FP）会社を経営する東FPと税理士の岩永愛の対談を文章に起こしたものです。

2. 平成23年度の税制大綱と予想される影響

東潤一FP（以下、「東」）

23年度の税制大綱が出ましたね。相続税については増税ということで、大きな影響がありそうです。

岩永愛税理士（以下「岩永」）

そうですね。基礎控除の引き下げなど、かなり大きな改正が盛り込まれていますね。

東

実施されると、これまでの相続対策を見直す必要が出てくるケースも多いでしょうね。

岩永

その通りだと思います。大幅に税額が増える場合もあるので、再度、相続税のシミュレーション等が必要かと思います。また現在の税制では相続税の課税対象から外れていた方も課税対象のゾーンに入ってくるから、これまでのシミュレーションでは関係なかったという方でも再考が必要だと思います。

東

具体的な事例を表にしましたので、ご確認下さい。（資料-1）

資料 1

相続税基礎控除	
現行	改正案
5,000 万円 + 法定相続人数 × 1,000 万円	3,000 万円 + 法定相続人数 × 600 万円

生命保険非課税

現行	改正案
法定相続人数 × 500 万円	(未成年者・障害者・被相続人と相続開始直前に生計を一にしていた者に限って) 法定相続人数 × 500 万円

相続税税率

現行		改正案			
課税標準	税率	控除額	課税標準	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	0 円	1,000 万円以下	10%	0 円
3,000 万円以下	15%	50 万円	3,000 万円以下	15%	50 万円
5,000 万円以下	20%	200 万円	5,000 万円以下	20%	200 万円
1 億円以下	30%	700 万円	1 億円以下	30%	700 万円
3 億円以下	40%	1,700 万円	2 億円以下	40%	1,700 万円
			3 億円以下	45%	2,700 万円
3 億円超	50%	4,700 万円	6 億円以下	50%	4,200 万円
			6 億円超	55%	7,200 万円

事例

被相続人（亡くなった方）母

相続人（財産を相続する方）子 2 人（別居、別生計）

相続財産

自宅敷地 3,000 万円
建物 1,000 万円
預貯金 3,000 万円
生命保険 1,000 万円

平成 23 年 3 月 31 日までに相続が発生すると

相続財産 8,000万円

生命保険非課税 1,000万円（法定相続人数×500万円）

課税財産額 7,000万円－相続税基礎控除 7,000万円（5,000万円＋法定相続人数×1,000万円）＝0

相続税は、課税されない。

平成23年4月1日以降に相続が発生すると

相続財産 8,000万円

生命保険非課税 0万円

（未成年者、障害者又は相続開始前に被相続人と生計を一にしていた者に限り法定相続人数×500万円まで非課税として扱うように改正されたため、別生計の2人の子には適用されない）

課税財産額 8,000万円－相続税基礎控除 4,200万円（3,000万円＋法定相続人数×600万円）

＝3,800万円

法定相続分で分割したとして、3,800万円×1／2＝1,900万円

各 1,900万円×15％＝285万円

相続税額 285万円×2＝570万円

東

改めて、金額として見ると富裕層の方にとっては、大きな問題ですね。税制改正が実施されると、これまでの税制では相続税が課税されなかった世帯にも負担が生じる・・・

もともと、課税される世帯では財産額によっては、増税になる。現在の国会の状態からすると、税制大綱通りに可決されず、一部廃案となることもありえますが相続税の増税は避けられないと考える方が良いでしょうね。

岩永

現在の税制では、相続発生件数のうち課税対象となるのは4％程度で、基礎控除の4割削減等によってこの割合を上げるべきではないか、ということは、以前の自民党税制調査会でも検討されていました。生命保険に関しても、年金型の保険の評価方法についての改正が既にあったように、保険を活用した節税対策に対して厳しい流れがあります。税制大綱がこのまま可決されるかどうかは分からないにしても、相続税の増税自体は、避けられないでしょうね。

東

これまで相続対策というと税金対策に傾倒し過ぎているケースも多く見受けましたので、再シミュレーションの際に税務だけではなく、親族法上のルールと個々の親族の感情を踏まえた総合的なシミュレーションを行うきっかけになるのかな、とも思いますがいかがでしょうか？

3. 相続対策の目的は3つ その中でも・・・

岩永

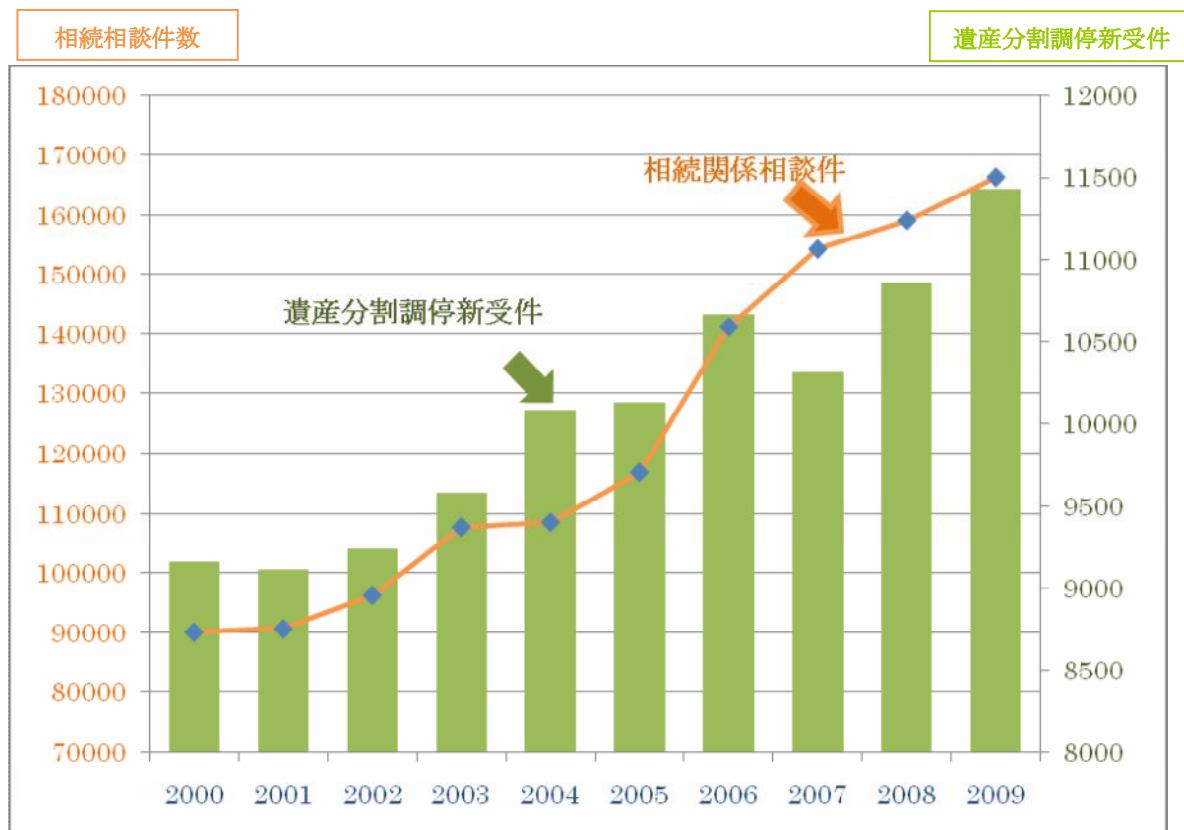
相続対策の目的というのは3つあって、支払う税金を低く抑えること、納税のための資金を確保すること、そして一番重要なのが、遺産分割の争いを回避することです。税金対策のみに注力してしまい、遺産分割の際に親族間でトラブルを発生させてしまうようでは、紛争解決のための費用や時間等、かえって余計な負担を親族に強いることになってしまいます。再シミュレーションの際には是非、3つの視点から検討していただきたいですね。

東

資料2をご覧ください。相続についてのトラブル事例が増加している事を示しています。

資料 2

全国の家裁裁判所における相続相談件数と遺産分割調停新受件数



[出所] 司法統計年報 家事事件編(H.12~H.21)

岩永

トラブルにつながる事例と、遺産の多い少ないは関係ありませし、ご本人が予想される以上に相続でもめる可能性は高い、ということをご認識していただきたいです。また、ご本人が独自で対策を打っていたつもりが不十分だった、というケースも多いですね。

東

相続税の増税が実施されると、ますます節税対策に傾倒していくように予測されるので、オーナー様に相続税対策と遺産分割対策は両輪で考える必要がある事を再認識して頂ければと思います。岩永先生は、相続税の改正が税制大綱通りに決議され増税になった場合、懸念されていることはありますか？

岩永

相続税の税負担が増えるということになると、相続財産を少しでも減らしておくために、生前に財産を贈与しておこうという動きが活発になると思うのですが、こういった生前贈与も、適切な方法で行わないと、何の意味もなくなる対策をされているケースがよく見受けられます。

例えば、本人には知らせずに、ご子息名義で多額の預金を残していた、というようなケース。いくら名義がご子息のお名前であっても、誰がその原資を出したのか、ということをご税務署は調べますし、誰が通帳やカード、印鑑等を管理していたのか、といったことから、その預金は被相続人の財産ということになってしまいます。

また、生前贈与には相続時精算課税制度というのがありますが、これを選択すると、贈与した財産が相続財産に加算されるため、将来の税額等のシミュレーションをきちんと行っただうえで慎重に検討しないと、通常の暦年課税の方が得だった、ということにもなりかねません。

東

これまで以上に、相続対策を考える場合は、トータルバランスと正しい知識が必要とされる事になりますね。

岩永

専門家からのアドバイス等もふまえて、対策を検討していかれた方が良いでしょう。

4. 家督相続のなごり？

東

オーナー様の相続対策のお手伝いをしていて感じる事なのですが、やはりまだ家督相続のなごりがあるのか長子の方に主たる財産を引き継がせたい、という思いが強いと感じることがあります。岩永先

生は、そのように感じられる事はありませんか？

岩永

確かに、被相続人世代の方は、当然長男が相続するもの、という前提でお話されることがありますね。特に不動産の相続の場合はよくあります。

東

私が、過去に携わせて頂いたケースでは、親戚の方の相続で、次のようなトラブルがあり、我が家は大丈夫と思うが念のために対策を検討したい、とご相談に来られたケースがありました。

<事例>

ご主人様（被相続人）が、生前に口頭で、収益物件や自宅は奥様と長男に相続させると、お子さん達に宣言しておられました。その際は、異議を唱える者は誰もいなかったもので、長男の方も安心されていたそうです。ご主人様がお亡くなりになられた際には、奥様と長男の方が相続され、他のお子さん達にはわずかな財産分与があっただけでした。

ところが、奥様がお亡くなりになり二次相続が発生すると、長男以外のお子さん達から、母親の財産については、自分たちにも相続する権利があると主張をされましたので、遺産分割が難航したケースがありました。

収益物件を共有財産とし、自分たちにも家賃収入を分配しろと主張され、その上長男は自宅を引き継いでいるので、他の兄弟と違って住宅ローンなどの負担も無いのだから、預金を相続する金額も少しは遠慮しろという主張をされました。

結果として、親族間の話し合いでは結論が出せずに家庭裁判所での調停となり、遺産分割が完了するまで相当な時間を費やされ、遺産分割が整った後は、兄弟間の親戚付き合いも無くなり、土地も随分処分されたとのことでした。

岩永

生前に口頭だけで被相続人の思いを伝え、何も具体的な相続対策を行わなかった場合は、相続発生後に大きなトラブルに発展してしまうケースはよくあります。特に、長男だから、という理由は、今の世代にはなかなか通じ難いものがありますし、ましてや遺言書が残されていない場合には、遺産分割上の法的な効力はありません。奥様も亡くなられて、それぞれの取り分を主張出来る余地が出てくると、皆が少しでも多くの財産を、という骨肉の争いになってしまう。二次相続の段階まで視野に入れて事前に有効な対策を打っておかないと、被相続人のご要望が実現される可能性は低いと言わざるをえませんよね。

今回のケースであれば、ご主人の希望をご子息の方々に説明した上で、遺言書にも付言事項として、その思いや遺言内容の経緯を記載しておくこと、奥様の分の遺言書も作成しておくこと、また、生前に出来るだけ資産を贈与しておくこと、さらには、長男以外のご子息に対しては生命保険等も活用して、皆が納得できるよう取得財産の調整をしておくこと、等々、多くの対策の余地があったと思います。

遺言書に関しては、自筆のものだと形式不備等によって無効になる場合もあるので、出来れば公正証

書遺言にしておくべきでしょうね。

5. エピローグ

東

どうもありがとうございました。第二回目では、相続トラブルが増加している原因について、お話をさせて頂きたいと思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

その1 まとめ

トラブル事例紹介

- 長男だからという大義名分は、親が元気な間だけ有効なのかも知れません。
- 口コミの正誤は、判断が難しい・・・毎年贈与を繰り返して節税しているつもりが
- 不動産中心の相続に平等はあり得ない？

その2 予告

相続トラブルが増加している理由

- 時代背景、財産を遺す世代と引き継ぐ世代の考え方の温度差
- 口約束はトラブルの原因になる
- トラブルにならないためには、どのような順番で対策を考えるかがポイントです

※本レポートは、平成23年4月1日時点の制度に基づいております。

情報提供を目的としております。実際の利用や詳細については、最寄りの税務署や税理士などの専門家にご確認ください。